

# 病院敷地内全面禁煙について



平成15年施行の健康増進法により、病院等多数の方が利用する公共的な施設では、受動喫煙を防止する事が義務付けられており、その被害に関する責任は事業主にあることが明文化されています。

又、その後、各種関連機関より「分煙では、受動喫煙は防止できない」との報告がなされております。

これらにより、平成24年4月に実施される診療報酬改定におきまして、当院の施設基準に「屋内禁煙」が要件とされました。

つきましては、**4月1日より敷地内を全面禁煙とさせていただきます。**

何卒、ご理解とご協力をお願い致します。

平成24年3月  
北九州中央病院 院長